

福島地裁総第224号

平成31年3月20日

山 中 理 司 様

福島地方裁判所長 鹿子木

康



司法行政文書の開示についての通知書

2月15日付け（2月18日受理、福島地裁総第127号）で申出のありました下記司法行政文書の開示について、別紙のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

東日本大震災における福島地方裁判所の被害状況を取りまとめた文書（最新版）

（担当）総務課（羽田）電話024（534）2156（内線2525）

(別 紙)

平成 30 年 5 月 18 日

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、当管内の裁判所は、甚大な物理的な損害を受けた。特に、郡山支部では裁判員法廷の天井が落下したほか、エレベータが損壊するなどの大きな損害が発生した。また、福島本庁においても、地裁本館とエレベータ棟の接合部分が破損し、エレベータが使用できなくなった。さらに、震度 6 弱を記録した相馬支部では、法廷廊下側の壁面に亀裂が入ったほか、裁判官室の壁面に固定されていた書架が外れるなどした。

郡山支部の裁判員法廷の天井が落下したため、修復工事完了までの間、郡山支部の裁判員裁判対象事件を本庁に回付して審理した。